

京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正について
(答申案)

平成 24 年 11 月
京都府環境審議会

1 はじめに

(1) 国の動向

これまでの人の健康の保護に関する知見の集積、公共用水域及び地下水における検出状況等の推移を踏まえ、平成 21 年 11 月、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「水質環境基準」という。）に 1,4-ジオキサンが、また、地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）に 1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び 1,4-ジオキサンが、それぞれ新規項目として追加された。

| 項目名 | 水質環境基準 | 地下水環境基準 |
|--------------|----------|-----------|
| 1,2-ジクロロエチレン | －（設定なし） | 0.04mg/L |
| 塩化ビニルモノマー | －（設定なし） | 0.002mg/L |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L | 0.05mg/L |

これを受けて、環境大臣は中央環境審議会会長に対して、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」諮問し、平成 23 年 2 月（第 1 次）及び平成 24 年 3 月（第 2 次）に答申された。

本答申を踏まえ、平成 24 年 5 月に水質汚濁防止法施行令及び排水基準を定める省令が一部改正され、次のとおり水質汚濁防止法に基づく有害物質及び排水基準が追加された。

国による改正の主な内容 ※平成24年5月

① 有害物質の追加、特定地下浸透水の浸透の制限

トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び 1,4-ジオキサンを有害物質に追加、特定地下浸透水の浸透の制限の対象とした。

※トランス-1,2-ジクロロエチレンについては、既に規定されていたシス-1,2-ジクロロエチレンと合わせ、1,2-ジクロロエチレンとして規定

② 排水基準の追加

1,4-ジオキサンについて、排水基準（以下「一律排水基準」という。）を設定

| 項目名 | 一律排水基準 | (参考) 改正前 |
|-----------|---------|----------|
| 1,4-ジオキサン | 0.5mg/L | －（設定なし） |

※経過措置 ・既設特定事業場に対する適用猶予期間：6 月間
・指定業種に係る暫定基準あり

今回、京都府環境審議会は知事からの諮問を受け、環境管理部会において京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正について検討を行った。

(2) 京都府における排水規制等の状況

① 排水規制

京都府では、府民の健康の保護と生活環境保全の観点から、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和 46 年条例第 37 号。以下「上乗せ条例」という。）により、閉鎖性水域の事業場に対して、有害物質等の一部項目について水質汚濁防止法の一律排水基準よりも厳しい排水基準（以下「上乗せ排水基準」という。）を

設定している。

また、水質汚濁防止法の特定期間以外の事業場についても、京都府環境を守り育てる条例（平成7年条例第33号。以下「環境条例」という。）で定める特定施設を設置する事業場（以下「条例特定期間」という。）に対して、同条例により、水質汚濁防止法及び上乗せ条例と同じ排水基準を設定している。

② 地下浸透規制

さらに、土壌及び地下水の汚染を防止するため、環境条例により、原則として有害物質等を地下浸透禁止物質に設定し、水質汚濁防止法の特定期間及び条例特定期間からの有害物質等を含む汚水の地下浸透を規制している。

2 京都府内の水質の状況

(1) 公共用水域

公共用水域の水質測定計画に基づき、国、京都府及び京都市が府内河川等の水質調査を実施している。平成21年度から平成23年度までの調査結果は次のとおりであり、1,4-ジオキサンについて一部地点で検出例があるが、いずれの項目についても、環境基準の超過はない。

表 2-1 公共用水域の水質測定結果

単位：mg/L

| 項目名 | 年度 | 検出／測定 地点数 | 測定結果 (検出値) | 基準超過 地点数 | 環境基準 |
|-----------------------|-----|--------------|---------------------------|-------------|----------------|
| トランス- 1,2-ジクロロエチレン | H21 | 0/27 | <0.004 | 0 | 0.04 (指針値) |
| | H22 | 0/27 | <0.004 | 0 | |
| | H23 | 0/26 | <0.004 | 0 | |
| シス- 1,2-ジクロロエチレン | H21 | 0/88 | <0.004 | 0 | 0.04 |
| | H22 | 0/87 | <0.004 | 0 | |
| | H23 | 0/88 | <0.004 | 0 | |
| 塩化ビニルモノマー | H21 | 0/3 | <0.002 | 0 | 0.002 (指針値) |
| | H22 | 0/3 | <0.002 | 0 | |
| | H23 | 0/3 | <0.002 | 0 | |
| 1,4-ジオキサン | H21 | 0/27 | <0.005 | 0 | 0.05 |
| | H22 | 1/85 | <0.005 ~ 0.005 (0.005) | 0 | |
| | H23 | 1/76 | <0.005 ~ 0.005 (0.005) | 0 | |

【注】<0.004等は定量下限値未満を表す。

(2) 地下水

地下水の水質測定計画に基づき、国、京都府及び京都市が府内井戸等の水質調査を実施している。平成21年度から平成23年度までの調査結果は次のとおりであり、1,2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーについて一部地点で検出例があるが、いずれの項目についても、環境基準の超過はない。

表 2-2 地下水の水質測定結果

単位：mg/L

| 項目名 | 年度 | 検出／測定 地点数 | 測定結果 (検出値) | 基準超過 地点数 | 環境基準 |
|-----------------------|-----|--------------|--------------------------------------|-------------|-------|
| 1,2-ジクロロエチレン | H21 | — | — | — | — |
| | H22 | 2/27 | <0.004 ~ 0.023 (0.014, 0.023) | 0 | 0.04 |
| | H23 | 1/37 | <0.004 ~ 0.012 (0.012) | 0 | — |
| シス- 1,2-ジクロロエチレン | H21 | 1/41 | <0.004 ~ 0.007 (0.007) | 0 | 0.04 |
| | H22 | 2/27 | <0.002 ~ 0.021 (0.012, 0.021) | — | — |
| | H23 | 1/37 | <0.002 ~ 0.010 (0.010) | — | — |
| トランス- 1,2-ジクロロエチレン | H21 | — | — | — | — |
| | H22 | 0/27 | <0.002 | — | |
| | H23 | 0/37 | <0.002 | — | |
| 塩化ビニルモノマー | H21 | — | — | — | 0.002 |
| | H22 | 2/27 | <0.0002 ~ 0.0015 (0.0010, 0.0015) | 0 | |
| | H23 | 0/37 | <0.0002 | 0 | |
| 1,4-ジオキサン | H21 | — | — | — | 0.05 |
| | H22 | 0/26 | <0.005 | 0 | |
| | H23 | 0/37 | <0.005 | 0 | |

【注】<0.004 等は定量下限値未満を表す。

3 京都府内の使用実態

年間取扱量が 1 トン以上などの要件に該当する事業者等については、PRTR 法に基づき届出がされている。今回追加された有害物質に係る平成 21 年度及び平成 22 年度の届出状況は次のとおりである。

(1) トランス-1,2-ジクロロエチレン

平成 21 年度は届出されていない。平成 22 年度以降、届出対象物質から除外されている。

(2) シス-1,2-ジクロロエチレン

平成 21 年度は 71 事業場、平成 22 年度は 73 事業場から届出されている。公共用水域への排出量は、それぞれ 305kg 及び 192kg である。

(3) 塩化ビニルモノマー

平成 21 年度及び平成 22 年度ともに届出されていない。

(4) 1,4-ジオキサン

平成 21 年度に 1 事業場から届出されている。公共用水域への排出量は 0kg である。

4 京都府における排水規制等のあり方

(1) 上乘せ排水基準

1,4-ジオキサンについては、府内の公共用水域で検出された例はあるもののわずかに検出されている状況であって、環境基準を満足していることから、直ちに上乘せ条例による上乘せ排水基準を設定する必要はないものと考えられる。

(2) 条例排水基準

条例特定事業場に対しても、原則として水質汚濁防止法の特定事業場と同じ排水基準を適用することとしており、1,4-ジオキサンについても、同様とすることが適当である。

(3) 汚水の地下浸透規制

水質汚濁防止法の有害物質は、原則として環境条例による地下浸透禁止物質に指定しているところであり、今回追加されたトランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンについても、土壌及び地下水汚染の未然防止の観点から、従来の有害物質と同様に地下浸透規制を行うことが適当である。

5 京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正について

4を踏まえ、京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年規則第5号）別表第4の4（汚水に係る規制基準）（その1）及び別表第5（地下浸透禁止物質）を「条例施行規則の改正イメージ」（添付資料）のとおり改正することが適当である。